

鹿屋市告示 322 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、令和 8 年 6 月 2 日付けで鹿屋市西原台土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があったので、同法第 18 条第 19 項の規定により告示する。

1 就任した役員の氏名及び住所

理事	牧窪	伸文	鹿屋市西祓川町 259 番地 11
理事	尾村	勇	鹿屋市上谷町 19 番 22
理事	圓田	勝也	鹿屋市大浦町 14086 番地 1
理事	的場	輝男	鹿屋市大浦町 13285 番地
理事	福永	勝二	鹿屋市西祓川町 557 番地 4
理事	末吉	広美	鹿屋市西祓川町 748 番地 7
理事	原田	勝	鹿屋市郷之原町 12032 番地 1
理事	郷原	浩人	鹿屋市郷之原町 12675 番地 3
理事	大平	敏致	鹿屋市大浦町 13957 番地 3
理事	福元	千尋	鹿屋市打馬 1 丁目 3 番 5 号
理事	池崎	哲矢	鹿屋市打馬 1 丁目 7 番 27 号
理事	池畑	矢	鹿屋市上谷町 33 番 16 号
理事	前之原	操	鹿屋市郷之原町 12750 番地 2
理事	西門	正人	鹿屋市大浦町 13226 番地 2
理事	宮ヶ原	哲二	鹿屋市西祓川町 355 番地 2
理事	福永	勝	鹿屋市大浦町 14021 番地 3
監事	郷原	春美	鹿屋市西原 2 丁目 642 番 3
監事	大平	和章	鹿屋市大浦町 14194 番地
監事	楠原	康二	鹿屋市打馬 1 丁目 15 番 12 号

(任期 令和 8 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	牧窪	伸文	鹿屋市西祓川町 259 番地 11
理事	尾村	勇	鹿屋市上谷町 19 番 22
理事	圓田	勝也	鹿屋市大浦町 14086 番地 1
理事	的場	輝男	鹿屋市大浦町 13285 番地
理事	福永	勝二	鹿屋市西祓川町 557 番地 4
理事	末吉	広美	鹿屋市西祓川町 748 番地 7
理事	原田	勝	鹿屋市郷之原町 12032 番地 1
理事	郷原	浩人	鹿屋市郷之原町 12675 番地 3
理事	大平	敏致	鹿屋市大浦町 13957 番地 3
理事	福元	千尋	鹿屋市打馬 1 丁目 3 番 5 号
理事	池崎	哲矢	鹿屋市打馬 1 丁目 7 番 27 号
理事	池畑	矢	鹿屋市上谷町 33 番 16 号
理事	前之原	操	鹿屋市郷之原町 12750 番地 2
理事	西門	正人	鹿屋市大浦町 13226 番地 2
理事	宮ヶ原	哲二	鹿屋市西祓川町 355 番地 2
理事	福永	勝	鹿屋市大浦町 14021 番地 3
監事	郷原	春美	鹿屋市西原 2 丁目 642 番 3
監事	大平	和章	鹿屋市大浦町 14194 番地
監事	楠原	康二	鹿屋市打馬 1 丁目 15 番 12 号

令和 8 年 6 月 3 日

鹿屋市長 郷原 拓男